

# — 熊 取 町 —



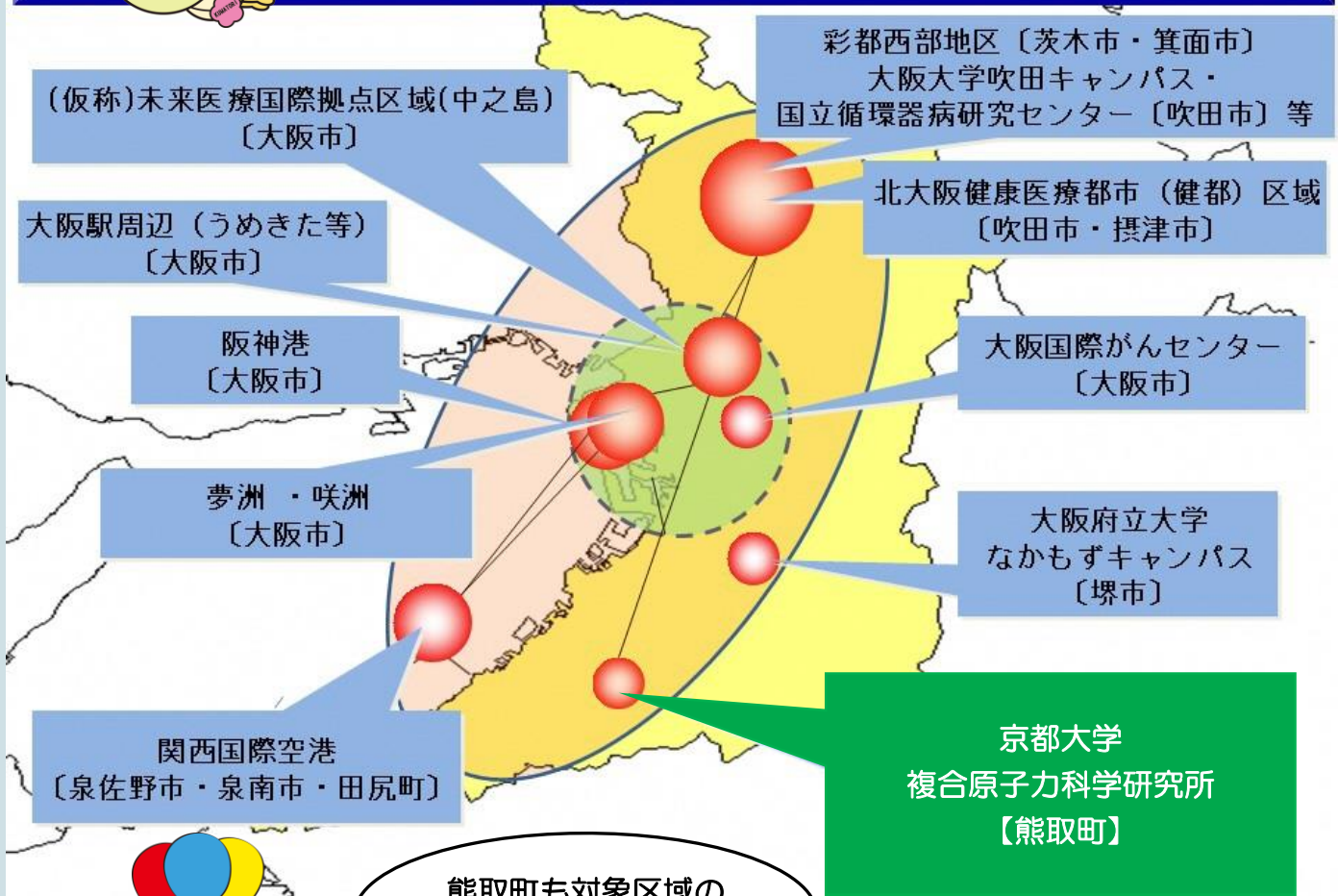
成長産業特別集積区域における  
優遇税制のご案内

熊取町内の成長特区※への進出企業の  
地方税（町税・府税）が、最大**ゼロ**に！

※成長特区＝「成長産業特別集積区域」の略。



## 大阪府内の主な成長特区



熊取町も対象区域の  
ひとつなんだ！

※その他の区域でも  
同様の優遇税制があ  
ります。

熊取町の対象区域（京都大学複合原子力科学研究所）  
では、地方税が **最大ゼロ** になります！

詳しくは熊取町 HP  
をご覧ください→



## 成長特区制度の概要について

事業者が成長特区に新たに進出する場合に、地方税（町税・府税）が**5年間最大ゼロ、その後の5年間1/2**になります。

成長産業事業計画の認定を受け、ライフサイエンスに関する事業を行った事業者に対し、軽減措置を行います。

### 【対象区域】

京都大学複合原子力科学研究所

### 【ライフサイエンス分野】

医薬品、医療機器、治験・臨床研究、  
医療施設・設備など

### 【対象事業】

「ライフサイエンス分野」（主にホウ素中性子捕捉療法（BNCT）に関する事業  
⇒『関西イノベーション国際戦略総合特区』の取組と関連していることが必要  
※その他の区域では、「新エネルギー分野」や両分野を支援する事業も対象となります。

### 【対象税目・軽減内容】

- 町税：法人町民税、固定資産税
- 府税：法人府民税、法人事業税  
⇒従業員の増加割合・成長特区関連事業の従業員割合及び成長特区関連事業の用に供している固定資産税の割合に応じ、最大5年間ゼロ、その後の5年間1/2に軽減
- 府税：不動産取得税  
⇒成長産業事業計画認定後3年以内に取得した成長特区事業用不動産にかかる取得税がゼロ

### 【成長産業事業計画の認定】

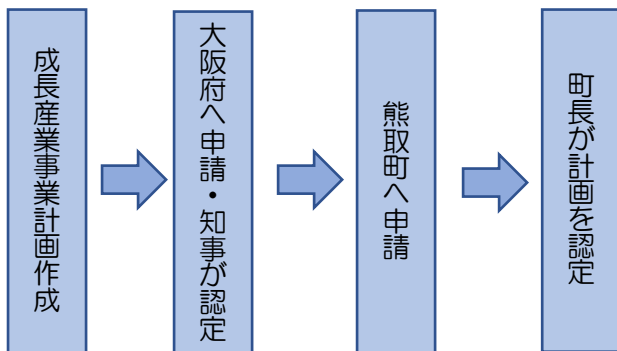
事業者作成の「成長産業事業計画」について、町長が認定  
※「成長産業事業計画」について、令和8年3月31日までに大阪府知事の認定を受けていることが必要

### 【軽減措置の手続】

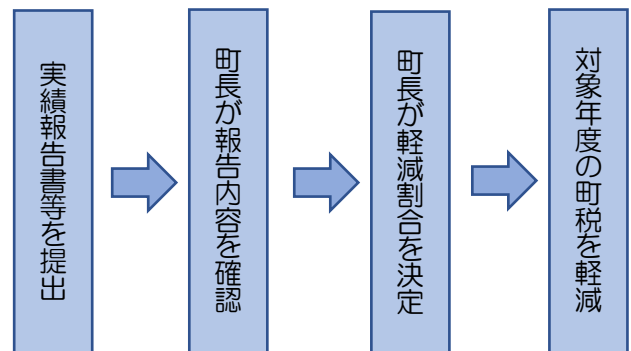
成長産業事業計画の認定を受けた事業者が毎年度、「認定成長産業事業実績報告書」、「認定成長産業事業用固定資産状況報告書」を町長に提出し、その内容に基づき町長が決定した割合に応じて町税を軽減

※府税の軽減措置では、大阪府への手続き（報告）が必要となります

### 成長産業事業計画認定までの流れ



### 軽減措置までの流れ



※各事業年度終了後等に提出が必要

☆熊取町内のエリアへ進出をお考えの方  
熊取町総合政策部企画経営課  
政策企画グループ

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田 1-1-1  
TEL：072-452-9016 FAX：072-452-7103  
E-MAIL:kikaku@town.kumatori.lg.jp

☆他の成長特区への進出・関西イノベーション  
国際戦略総合特区・府税の軽減について  
大阪府商工労働部成長産業振興室  
国際ビジネス・企業誘致課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16  
TEL：06-6941-0351 FAX：06-6210-9296